

平成31年2月定例教育委員会会議結果報告及び会議録（要点筆記）
【一部非公開】

日 時：平成31年2月14日（木）14：30～17：20

場 所：古賀市役所 第2庁舎 402会議室

出席委員：長谷川教育長 米倉議長 松本委員 大賀委員 木村委員 小山委員

欠席委員：なし

事務局：青谷教育部長 簗原教育総務課長 木部学校教育課長兼主幹指導主事 桐原青少年育成課長 力丸文化課長 辻学校給食センター所長 伊丹学校教育課指導主事 柴田生涯学習推進課参事補佐兼社会教育振興係長 教育総務課庶務係（松尾、民谷）

傍聴者：0名

付議事項：

1. 開会
2. 教育長あいさつ
3. 諸 報 告
 - (1) 教育長報告
 - (2) 教育委員情報交流 なし
 - (3) 教育委員会報告（古賀市教育委員会会議規則第11条により非公開）
 - ①市議会第1回定例会について
 - ②古賀市教育委員会委員の任命について

4. 議案

（第7号議案・第8号議案・第9号議案は古賀市教育委員会会議規則第11条により非公開）

番 号	件 名	議決年月日	議決結果
第4号議案	古賀市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について	H31.2.14	原案可決
第5号議案	古賀市立児童館運営管理規則の制定について	H31.2.14	原案可決
第6号議案	古賀市放課後子供教室事業補助金交付規則を廃止する規則の制定について	H31.2.14	原案可決
第7号議案	古賀市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について	H31.2.14	原案可決
第8号議案	平成31年度古賀市一般会計（教育予算）の当初予算について	H31.2.14	原案可決
第9号議案	平成30年度古賀市一般会計（教育予算）の補正について	H31.2.14	原案可決

5. 協議事項（協議事項①は古賀市教育委員会会議規則第11条により非公開）

- ①2019年度古賀市教育行政の目標と主要施策について
- ②市立小中学校卒業式及び入学式における教育委員会「告辞」について
- ③市立小中学校卒業式及び入学式における教育委員会出席者の配置について

6. その他事項

- (1) 各課（所属）等報告
 - (2) その他
7. 閉会

会議内容：以下のとおり

1. 開会

14時30分、議長が開会を宣言。

2. 教育長あいさつ

3. 諸報告

(1) 教育長報告

- ・市内小中学校のインフルエンザも終息してきています。
- ・今日は市長と花見小学校の給食視察に行きました。明日はラグビーの授業を青柳小に見に行きます。来年ワールドカップラグビーが福岡で開催されます。青柳小と古賀東中学校は福岡堅樹選手の母校です。マスコミの取材も入るようです。市長は学校へも行ける時は行きたいとのこと。今回も一緒に見に行き、市の施策にも生かしていきたいと考えております。

(2) 教育委員情報交流 なし

(3) 教育委員会報告

米倉議長 教育委員会報告、第7号議案古賀市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について、第8号議案平成31年度古賀市一般会計教育予算の当初予算について、第9号議案平成30年度古賀市一般会計教育予算の補正について、及び協議事項①2019年度古賀市教育行政の目標と主要施策の審議に入る前に、審議の進め方ですが、これらは市議会で審議される前の機関内部の協議に関する案件です。会議は原則公開であるが、委員の発議により出席者の3分の2以上で決したときは非公開とすることができることと定められていますから、公開・非公開について委員の議決をお願いしたいと思います。

松本委員 教育委員会報告、第7号議案、第8号議案、第9号議案及び協議事項①について、非公開とすることを発議します。

米倉議長 教育委員会報告、第7号議案、第8号議案、第9号議案及び協議事項①について、非公開とすることを発議がありました。この発議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び第8項の規定により可否の決定を行います。非公開とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

委員全員 (挙手)

米倉議長 挙手全員です。教育委員会報告、第7号議案、第8号議案、第9号議案及び協議事項①については、公開しないことに決定します。

(古賀市教育委員会会議規則第11条により非公開)

4. 議案

米倉議長 第4号議案古賀市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について提案をお願い

いしたい。

教育総務課長 （議案朗読）

この議案は、現在、教育委員会の公印は本庁にある教育総務課のみで管理しており、生涯学習センターに事務所がある生涯学習推進課、文化課の職員は、本庁の教育総務課まで出向き、公印を押しております。また、生涯学習推進課と文化課は休日に出勤して事務を行っており、教育総務課は休日休みであることから、休日に公印が必要な時に押印できないなど、業務に支障が出ておりました。今回、教育委員会の公印をもう一つ新調し、それを生涯学習推進課で管理することにより、本庁に出向くことの解消、休日での対応が可能となり、押印の時間の短縮が図られ、業務の改善となることから改正するものです。20ページの新旧対照条文をご覧ください。別表において、古賀市教育委員会印と古賀市教育委員会教育長印の個数を1個から2個へ、また公印を管理する管守者に生涯学習推進課長を追加しております。下のページをご覧ください。以前から公民館だけで使用できる公印はありましたので、これを今回追加する公印に統一するため、削除しております。また、その他、使用料関係の専用領収印の用途の整理をしております。説明は以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

米倉議長 ご質問等ありますか。なければ、第4号議案は原案可決とします。

（第4号議案 原案可決）

米倉議長 第5号議案古賀市立児童館運営管理規則の制定について、提案をお願いします。

青少年育成課長 （議案朗読）

本年度児童館の監査が行われました。その結果規定することになったものでございます。第1条では児童館の設置の目的である児童福祉法第40条について規定し、第2条では児童館の運営方針を規定しております。第3条と第4条について、指導監査で指摘のあった指導する児童の把握、保護者の連絡先について、第4条では事故発生の防止及び発生時の対応について規定しております。これは児童館の入館時、退館時に入室時間、退室時間等を確認しているところですが、規則等に規定されていないと指摘がありましたので運営規則として制定するものです。

米倉議長 ご質問等ありますか。

小山委員 現在児童館はいくつありますか。

青少年育成課長 米多比児童館、ししぶ児童センター、千鳥児童センターの3つです。

小山委員 3施設ともということですか。

青少年育成課長 そうです。

米倉議長 それでは、第5号議案は原案可決とします。

（第5号議案 原案可決）

米倉議長 第6号議案古賀市放課後子供教室事業補助金交付規則を廃止する規則の制定について、提案をお願いします。

青少年育成課長 （議案朗読）

こちらは平成29年度半ばから補助事業から委託事業に代わり、現在放課後子供教室を行っているところは市と委託契約をして実施していただいているところです。委託事業

になったことに際し、補助金交付規則が必要なくなったことから規則を廃止するものです。

米倉議長 ご質問等ありますか。委託はどこにしているのですか。

青少年育成課長 これまで、アンビシャス広場として地域でやっていただいているところがあります。運営主体は変わらず地域のボランティアの方にやっていただいています。その団体と委託契約をさせていただいております。

小山委員 契約するのは個人ですか。

青少年育成課長 1校区当たり1つしか認められないので、放課後子供教室という団体を作っただけ代表者と契約をしています。

小山委員 青柳小学校であれば、すいよう広場があるがそういうことですか。

青少年育成課長 すいよう広場は自主運営広場です。委託になると、いろいろ規制が出てくることから、自分たちのできる範囲でやりたいというところは自主運営広場としてやっています。現在委託しているのは5広場です。

小山委員 内容によっては自主的にしたいところもあるでしょうね。

青少年育成課長 委託となると、例えば折り紙を作っても、持ち帰ることなく教室において帰るよう指導があっているようです。

小山委員 この補助金は、今まで自主運営してあったところには交付してあったのですか。

青少年育成課長 ボランティアの方に対する謝金という形で上限を5万円とし支援させているところです。

小山委員 ではその5万円がなくなるということですか。

青少年育成課長 いえ、自主運営の場合はあります。委託を選ぶと、学童保育と連携した場合は国補助要綱でいくと150万円、連携をしない場合でも75万円の委託料はあります。そういった補助の要綱を満たしながら、委託料を得ながら行うか、それとも自主運営を選ぶかというのは地域の主体性に任せているところです。

米倉議長 補助事業していた時に渡していた謝金はそのままある。

青少年育成課長 従来でも、自主運営と補助団体は違いますので、補助金があった時でも、自主運営されていらっしゃる方は5万円を上限としてその枠の中で活動をされている。補助金の場合も同じで、学童と連携する場合は150万円、未実施の場合は75万円ということです。今回の規則の廃止は、補助から委託に代わったことにより規則が必要なくなったので廃止し、広場への支援は引き続き行っていくことにしております。

松本委員 今、何校区ありますか。

青少年育成課長 8校区のうち、7校区で行っています。

松本委員 ないところはどこですか。

青少年育成課長 花見校区です。

大賀委員 場所がなくなっていると聞いています。

青少年育成課長 そういった話もあるのですが、今後も引き続きしていただけるということで、この間、お話をいただきました。

米倉議長 7校区のうち、委託に変わったのはいくつですか。

青少年育成課長 7校区のうち、6校区です。

米倉議長 この件よろしいですか。第6号議案は原案可決とします。

(第6号議案 原案可決)

(第7号議案・第8号議案・第9号議案 原案可決 古賀市教育委員会会議規則第11条により非公開)

5. 協議事項

米倉議長 2019年度古賀市教育行政の目標と主要施策について、説明をお願いします。

(協議事項① 古賀市教育委員会会議規則第11条により非公開)

米倉議長 ②市立小中学校卒業式及び入学式における教育委員会告辞について、協議します。

(教育委員による文言等確認・調整)

米倉議長 ③市立小中学校卒業式及び入学式における教育委員会出席者の配置について、お願いします。

教育総務課長 別紙のとおり配置しておりますので、ご出席よろしくお願いたします。

6. その他事項

(1) 各課(所属)報告

ア、教育部長 なし

イ、教育総務課

- ・33ページ、空調設備整備工事整備方針の変更点について説明します。
追加する特別教室、音楽室、図工室、美術室については4月以降に設計をして7月に契約し竣工は普通教室と同時期と考えております。整備教室数は合計で283教室でございます。

ウ、学校教育課

- ・34ページをご覧ください。不登校が児童生徒数については、掲載のとおりです。引き続きしっかりと支援していきたいと考えております。
- ・本年度の行政視察について掲載しております。徳島市議会議員と嘉麻市教育委員会については学校図書館の市民開放についての視察でした。教育委員会で説明し、古賀東小学校を視察していただきました。さいたま市議会議員の視察については、保護者費用負担軽減事業を中心に行いました。その他は2学期制、35人以下学級、人的配置等についての視察でした。
- ・教職員の研修状況については記載のとおりです。
- ・グランドデザイン報告会を2月19日に開催します。

エ、生涯学習推進課

- ・定例教育委員会終了後、市長と教育委員、社会教育委員との意見交換会となります。

オ、文化課 なし

カ、青少年育成課

- ・2月16日、青少年市民会議主催による少年少女の主張作文表彰式及び作文発表会を開催します。

キ、給食センター なし

(2) その他

教育総務課長 (行事予定表の説明)

庶務係長 (5月定例教育委員会の日程調整)

米倉議長 5月定例教育委員会は5月29日13時30分からとします。

7. 閉会

議長が閉会を宣言し、17時20分閉会した。